

改 正 案	現 行
（航空従事者の養成施設の指定の申請） 第五十条の三 （略） 2 （略） 3 前項の教育規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。 一 （略） 二 法第二十五条第一項、第二項及び第三項の限定、法第二十九条の二第一項の変更に係る限定、<u>法第三十三条第一項の航空英語能力証明、法第三十四条第一項の計器飛行証明又は別表第三の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目の別ごとに定める課程</u> 三〇九 （略） （航空身体検査証明の申請） 第六十一条 法第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請しようとする者は、航空身体検査証明申請書（国土交通大臣の指定する医療機関等（以下「航空身体検査指定機関」という。）において申請前一月以内に受けた検査の結果を記載したもの。第二十二号様式）を国土交通大臣又は指定航空身体検査医に提出しなければならない。	（航空従事者の養成施設の指定の申請） 第五十条の三 （略） 2 （略） 3 前項の教育規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。 一 （略） 二 法第二十五条第一項、第二項及び第三項の限定、法第二十九条の二第一項の変更に係る限定、<u>法第三十四条第一項の計器飛行証明又は別表第三の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目の別ごとに定める課程</u> 三〇九 （略） （航空身体検査証明の申請） 第六十一条 法第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請しようとする者は、航空身体検査証明申請書（国土交通大臣の指定する医療機関等（以下「航空身体検査指定機関」という。）において申請前一月以内に受けた検査の結果を記載したもの。第二十二号様式）<u>三</u>通（国土交通大臣に申請する場合にあつては、二通）を国土交通大臣又は指定航空身体検査医に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、はじめて航空身体検査証明を申請する場合を除き、前回の航空身体検査証明に係る検査（以下「身体検査」という。）の結果の記録を添えなければならない。

（身体検査基準及び航空身体検査証明書）

第六十一条の二（略）

2（略）

3 別表第四の規定の一部に適合しない者のうち、その者の経験及び能力を考慮して、航空機に乗り組んでその運航を行うのに支障を生じないと国土交通大臣が認めるものは、同表の規定にかかわらず、身体検査基準に適合するものとみなす。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、当該者が新たに航空身体検査証明を申請する場合は、当該者に対し、同表の規定の一部に適合しない原因となつた傷病の症状（以下この条において「症状」という。）の検査等を受けるべきこと等を指示することができる。

4 前項の規定により身体検査基準に適合するものとみなされた者は、新たに航空身体検査証明を申請する場合であつて、次に掲げるときは、当該適合しない別表第四の規定の一部に適合するものとみなす。

一 前項の規定により国土交通大臣が認めるに際して症状が固定しているとき。

二 前項の規定による国土交通大臣の指示に基づく検査等の結果、症状が安定していると認められるとき。

査医に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、はじめて航空身体検査証明を申請する場合を除き、前回の航空身体検査の結果の記録を添えなければならない。

（身体検査基準及び航空身体検査証明書）

第六十一条の二（略）

2（略）

3 別表第四の規定の一部に適合しない者のうち、その者の経験及び能力を考慮して、航空機に乗り組んでその運航を行うのに支障を生じないと国土交通大臣が認めるものは、同表の規定にかかわらず、身体検査基準に適合するものとみなす。

5| 国土交通大臣は、航空機の航行の安全のため必要があると認めるときは、航空身体検査証明に、航空業務を行うについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

6| (略)

(航空身体検査証明の有効期間の起算日)

第六十一条の三 航空身体検査証明の有効期間の起算日は、当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書を交付する日とする。ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日の四十五日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、当該期間が満了する日の翌日とする。

(航空身体検査証明申請書の返付等)

第六十一条の四 (略)

2 指定航空身体検査医は、身体検査を実施したときは、所定の事項を記載した航空身体検査証明申請書の写しを十日以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (略)

第六十一条の五 (略)

第七十条の六 指定運航管理者養成施設の課程を修了した者に対する次条の実地試験については、申請により、これを行わない。ただし、当該

4| (略)

(航空身体検査証明申請書の返付等)

第六十一条の三 (略)

2 指定航空身体検査医は、航空身体検査証明に係る検査(以下「身体検査」という。)を実施したときは、所定の事項を記載した航空身体検査証明申請書を十日以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (略)

第六十一条の四 (略)

第七十条の六 指定運航管理者養成施設の課程を修了した者に対しては、次条の実地試験の一部であつて国土交通大臣の認めるものを免除する

指定運航管理者養成施設の課程を修了した日から起算して一年を経過した場合は、この限りでない。

(運航管理者の養成施設)

第一百七十一条の三 第五十条の三、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六第一項、第五十条の七、第五十条の八第二項、第五十条の十及び第五十条の十一の規定は、法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項の規定による運航管理者の養成施設について準用する。この場合において、第五十条の三第一項中「航空従事者養成施設指定申請書（第十九号の四様式）」とあるのは「運航管理者養成施設指定申請書（第二十九号の二様式）」と、同条第三項第二号中「法第二十五条第一項、第二項及び第三項の限定、法第二十九条の二第二項の変更に係る限定、法第三十三条第一項の航空英語能力証明、法第三十四条第一項の計器飛行証明又は別表第三の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目の別ごとに定める課程」とあるのは「法第七十八条第一項の運航管理者技能検定に係る課程」と、第五十条の四第一号イ中「法第二十九条第一項（法第二十九条の二第二項、法第三十三条第三項又は法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の試験」とあるのは「法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第一項の試験」と、第五十条の六第一項中「法第二十九条第四項」とあるのは「法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項」と、第五十条の七中「航空従事者養成施設指定書（第十九号の五様

）。ただし、当該指定運航管理者養成施設の課程を修了した日から起算して一年を経過した場合は、この限りでない。

(運航管理者の養成施設)

第一百七十一条の三 第五十条の三（第三項第二号を除く。）、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六第一項、第五十条の七、第五十条の八第二項、第五十条の十及び第五十条の十一の規定は、法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項の規定による運航管理者の養成施設について準用する。この場合において、第五十条の三第一項中「航空従事者養成施設指定申請書（第十九号の四様式）」とあるのは「運航管理者養成施設指定申請書（第二十九号の二様式）」と、第五十条の四第一号イ中「法第二十九条第一項（法第二十九条の二第二項、法第三十三条第三項又は法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の試験」とあるのは「法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第一項の試験」と、第五十条の六第一項中「法第二十九条第四項」とあるのは「法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項」と、第五十条の七中「航空従事者養成施設指定書（第十九号の五様式）」とあるのは「運航管理者養成施設指定書（第二十九号の三様式）」と、第五十条の八第二項中「前項」とあるのは「技能審査員」と、第五十条の十中「第五十条の二第五項」とあるのは「第百六十八条第一項第六号」と、「第五十条の二第三項及び第四項」とあるのは「第百七十条の六」と読み替えるものとする。

式)」とあるのは「運航管理者養成施設指定書（第二十九号の三様式）」と、第五十条の八第二項中「前項」とあるのは「技能審査員」と、第五十条の十中「第五十条の二第五項」とあるのは「第百六十八条第一項第六号」と、「第五十条の二第三項及び第四項」とあるのは「第百七十条の六」と読み替えるものとする。

（届出）

第二百三十八条 次の表の上欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる場合に該当することとなつたときには、遅滞なく（耐空検査員が耐空検査員の証を失つた場合に於ては十日以内に、航空従事者又は操縦練習生が技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失つた場合に於ては三十日以内に、航空保安無線施設又は航空灯火の設置者が当該施設の運用時間を変更しようとする場合に於てはその十日前までに）、同表下欄に掲げる事項、氏名又は名称、住所その他必要な事項を付記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

届出義務者	届出を行う場合	付記事項
一・二（略）	（略）	（略）
二の二 航空身体検査指定機関の設置者	身体検査の一部を他の医療機関等に実施させることとした場合又は当該他の医療機関等を変更した	一 実施させることとした期日又は当該他の医療機関等を変更した期日

（届出）

第二百三十八条 次の表の上欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる場合に該当することとなつたときには、遅滞なく（耐空検査員が耐空検査員の証を失つた場合に於ては十日以内に、航空従事者又は操縦練習生が技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失つた場合に於ては三十日以内に、航空保安無線施設又は航空灯火の設置者が当該施設の運用時間を変更しようとする場合に於てはその十日前までに）、同表下欄に掲げる事項、氏名又は名称、住所その他必要な事項を付記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

届出義務者	届出を行う場合	付記事項
一・二（略）	（略）	（略）

別表第四（第六十一条の二関係） 身体検査基準	検査項目	第一種	二の三 指定航空英語 能力判定航空運送事 業者	場合	二 当該他の医療機関
			三十一 (略)	判定規程を変更した場合	等の氏名又は名称及 び住所
	一 一般	(一) 頭部、顔面、頸部、 軀又は四肢に航空業務に 支障を来すおそれのある 奇形、変形又は機能障害 がないこと。	(略)	(略)	(略)
		(二) 航空業務に支障を来す おそれのある過度の肥満	(略)	(略)	(略)

二の二 指定航空英語 能力判定航空運送事 業者	判定規程を変更した場合		
三十一 (略)	(略)	(略)	

別表第四（第六十一条の二関係）
身体検査基準

検査項目	第一種	第二種
一 一般	(一) 頭部、顔面、頸部、軀幹又は四肢に航空業務に支障を来す変形、奇形又は機能障害がないこと。 (二) 著しい全身の衰弱又は航空業務に支障を来すお	(一) 頭部、顔面、頸部、軀幹又は四肢に航空業務に支障を来す変形、奇形又は機能障害がないこと。 (二) 著しい全身の衰弱又は航空業務に支障を来すお

がないこと。		(三)	悪性腫瘍若しくはその既往歴若しくは悪性腫瘍の疑いがないこと又は航空業務に支障を来すおそれのある良性腫瘍がないこと。	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)
			悪性腫瘍若しくはその既往歴若しくは悪性腫瘍の疑いがないこと又は航空業務に支障を来すおそれのある良性腫瘍がないこと。	(略)	航空業務に支障を来すおそれのある内分泌疾患若しくは代謝疾患又はこれらに基づく臓器障害若しくは機能障害がないこと。	(略)	航空業務に支障を来すおそれのあるアレルギー性疾患がないこと。	航空業務に支障を来すおそれのある眠気の原因となる睡眠障害がないこと。
がないこと。		(三)	悪性腫瘍若しくはその既往歴若しくは悪性腫瘍の疑いがないこと又は航空業務に支障を来すおそれのある良性腫瘍がないこと。	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)
			悪性腫瘍若しくはその既往歴若しくは悪性腫瘍の疑いがないこと又は航空業務に支障を来すおそれのある良性腫瘍がないこと。	(略)	航空業務に支障を来すおそれのある内分泌疾患若しくは代謝疾患又はこれらに基づく臓器障害若しくは機能障害がないこと。	(略)	航空業務に支障を来すおそれのあるアレルギー性疾患がないこと。	航空業務に支障を来すおそれのある眠気の原因となる睡眠障害がないこと。

そのある過度の肥満がないこと。		(三)	悪性腫瘍又はその疑いがないこと。	(四)	(五)	(六)	(七)
			悪性腫瘍又はその疑いがないこと。	(略)	重大な内分泌疾患又は代謝疾患がないこと。	(略)	重大なアレルギー性疾患がないこと。
そのある過度の肥満がないこと。		(三)	悪性腫瘍又はその疑いがないこと。	(四)	(五)	(六)	(七)
			悪性腫瘍又はその疑いがないこと。	(略)	重大な内分泌疾患又は代謝疾患がないこと。	(略)	重大なアレルギー性疾患がないこと。

二 呼吸器系	三 循環器系 及び脈管系
(一) 航空業務に支障を来す おそれのある呼吸器疾患 又は胸膜・縦隔疾患がないこと。	(一)(略) (二) 心筋障害又はその徴候がないこと。 (三) 冠動脈疾患又はその徴候がないこと。 (四) 航空業務に支障を来すおそれのある先天性心疾患
(一) 航空業務に支障を来す おそれのある呼吸器疾患 又は胸膜・縦隔疾患がないこと。	(一)(略) (二) 心筋障害又はその徴候がないこと。 (三) 冠動脈疾患又はその徴候がないこと。 (四) 航空業務に支障を来すおそれのある先天性心疾患

二 呼吸器系	三 循環器系
(一) 活動性の呼吸器系疾患がないこと。 (二) 胸膜又は縦隔に重大な異常がないこと。 (三) 病巣の安定を確認できない肺結核後遺症がないこと。 (四) 呼吸機能低下を来す呼吸器系の重大な疾患がないこと。 (五)(六)(略)	(一)(略) (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。 (三) 重大な先天性心疾患がないこと。
(一) 活動性の呼吸器系疾患がないこと。 (二) 胸膜又は縦隔に重大な異常がないこと。 (三) 病巣の安定を確認できない肺結核後遺症がないこと。 (四) 呼吸機能低下を来す呼吸器系の重大な疾患がないこと。 (五)(六)(略)	(一)(略) (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。 (三) 重大な先天性心疾患がないこと。

四 消化器系 (口腔及び 歯牙を除く 。)	
(一) 消化器及び腹膜に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。	(五) 患がないこと。 航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患又はその既往歴がないこと。 (六) 航空業務に支障を来すおそれのある心膜の疾患がないこと。 (七) 心不全又はその既往歴がないこと。 (八) 航空業務に支障を来すおそれのある刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。 (九) 航空業務に支障を来すおそれのある動脈疾患、静脈疾患又はリンパ系疾患が認められないこと。
(一) 消化器及び腹膜に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。	(五) 患がないこと。 航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患又はその既往歴がないこと。 (六) 航空業務に支障を来すおそれのある心膜の疾患がないこと。 (七) 心不全又はその既往歴がないこと。 (八) 航空業務に支障を来すおそれのある刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。 (九) 航空業務に支障を来すおそれのある動脈疾患、静脈疾患又はリンパ系疾患が認められないこと。
四 消化器系 (口腔及び 歯牙を除く 。)	
(一) 消化器系及び腹膜に重大な疾患又は機能障害がないこと。	(四) 急性機能喪失等により航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患がないこと。 (五) 重大な心膜の疾患がないこと。 (六) 心不全又はその既往歴がないこと。 (七) 重大な刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。 (八) 動脈瘤、重大な静脈瘤又はリンパ浮腫が認められないこと。
(一) 消化器系及び腹膜に重大な疾患又は機能障害がないこと。	(四) 急性機能喪失等により航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患がないこと。 (五) 重大な心膜の疾患がないこと。 (六) 心不全がないこと。 (七) 重大な刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。 (八) 動脈瘤、重大な静脈瘤又はリンパ浮腫が認められないこと。

六 腎臓、 泌	五 血液及び 造血器系	
(一) (略)	(一) 航空業務に支障を来す おそれのある貧血がない こと。 (二) 航空業務に支障を来す おそれのある血液又は造 血器の系統的疾患がない こと。 (三) 航空業務に支障を来す おそれのある出血傾向を 有する疾患がないこと。	(二) 航空業務に支障を来す おそれのある消化器外科 疾患又は手術による後遺 症がないこと。
(一) (略)	(一) 航空業務に支障を来す おそれのある貧血がない こと。 (二) 航空業務に支障を来す おそれのある血液又は造 血器の系統的疾患がない こと。 (三) 航空業務に支障を来す おそれのある出血傾向を 有する疾患がないこと。	(二) 航空業務に支障を来す おそれのある消化器外科 疾患又は手術による後遺 症がないこと。

六 腎臓、 泌	五 血液及び 造血臓器	
(一) (略)	(一) 高度の貧血がないこと。 (二) 血液又は造血臓器の系 統的疾患がないこと。 (三) 出血傾向を有する疾患 がないこと。 (四) 脾腫がないこと。	(二) 航空業務に支障を来す おそれのある消化器（肛 門部を除く。）の疾患又 は手術による後遺症がな いこと。 (三) 航空業務に支障を来す おそれのある肛門部の疾 患がないこと。
(一) (略)	(一) 高度の貧血がないこと。 (二) 血液又は造血臓器の系 統的疾患がないこと。 (三) 出血傾向を有する疾患 がないこと。 (四) 脾腫がないこと。	(二) 航空業務に支障を来す おそれのある消化器（肛 門部を除く。）の疾患又 は手術による後遺症がな いこと。 (三) 航空業務に支障を来す おそれのある肛門部の疾 患がないこと。

泌尿系及び生殖器官系	七 運動器官系
(二) 泌尿器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (三) 生殖器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。	(一) 航空業務に支障を来すおそれのある運動器官の奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がないこと。
(二) 泌尿器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (三) 生殖器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。	(一) 航空業務に支障を来すおそれのある運動器官の奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がないこと。
泌尿系及び生殖器官系	七 運動器官系
(二) 泌尿器系に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (三) 生殖器系に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (四) 航空業務に支障を来すおそれのある月経障害がないこと。 (五) (略)	(一) 骨及び関節の著しい奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がないこと。 (二) 骨、筋肉、腱、神経及び関節の重大な疾患若しくは外傷がないこと又はこれらの後遺症による重大な運動機能障害がないこと。
(二) 泌尿器系に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (三) 生殖器系に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (四) 航空業務に支障を来すおそれのある月経障害がないこと。 (五) (略)	(一) 骨、筋肉、腱、神経及び関節の重大な疾患若しくは外傷がないこと又はこれらの後遺症による重大な運動機能障害がないこと。

	八 精神及び 神経系
(二) 脊柱に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は変形がないこと。	(一) 重大な精神障害又はこれらの既往歴がないこと。 (二) 航空業務に支障を来すおそれのあるパーソナリティ障害若しくは行動障害又はこれらの既往歴がないこと。 (三) 薬物依存若しくはアル
(二) 脊柱に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は変形がないこと。	(一) 重大な精神障害又はこれらの既往歴がないこと。 (二) 航空業務に支障を来すおそれのあるパーソナリティ障害若しくは行動障害又はこれらの既往歴がないこと。 (三) 薬物依存若しくはアル
(三) 脊柱に重大な疾患若しくは変形又は苦痛を伴う疾患若しくは変形がないこと。 (四) 脊柱又は脊柱の疾患若しくは変形による四肢の運動機能障害がないこと。 (五) 習慣性関節脱臼がないこと。 (六) 四肢に航空業務に支障を来すおそれのある運動機能障害がないこと。	(一) 重大な精神障害又はこれらの既往症がないこと。 (二) 明らかな人格障害又は重大な行動障害がないこと。 (三) 薬物依存又はアルコール
(二) 脊柱に重大な疾患若しくは変形又は苦痛を伴う疾患若しくは変形がないこと。 (三) 脊柱又は脊柱の疾患若しくは変形による四肢の運動機能障害がないこと。 (四) 習慣性関節脱臼がないこと。 (五) 四肢に航空業務に支障を来すおそれのある運動機能障害がないこと。	(一) 重大な精神障害又はこれらの既往症がないこと。 (二) 明らかな人格障害又は重大な行動障害がないこと。 (三) 薬物依存又はアルコール

九 眼	
(一) ・ (二) (略)	コール依存又はこれらの既往歴がないこと。 (四) てんかん又はその既往歴がないこと。 (五) 意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。 (六) 航空業務に支障を来すおそれのある頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。 (七) 中枢神経の重大な障害又はこれらの既往歴がないこと。 (八) 航空業務に支障を来すおそれのある末梢神経又は自律神経の障害がないこと。
(一) ・ (二) (略)	コール依存又はこれらの既往歴がないこと。 (四) てんかん又はその既往歴がないこと。 (五) 意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。 (六) 航空業務に支障を来すおそれのある頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。 (七) 中枢神経の重大な障害又はこれらの既往歴がないこと。 (八) 航空業務に支障を来すおそれのある末梢神経又は自律神経の障害がないこと。
九 眼	
(一) ・ (二) (略)	ル依存がないこと。 (四) てんかん性疾患、重大な突発性の意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。 (五) 重大な頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。 (六) 中枢神経系統の重大な障害又はこれらの既往歴がないこと。 (七) 重大な末梢神経系統又は自律神経系統の障害がないこと。
(一) ・ (二) (略)	ル依存がないこと。 (四) てんかん性疾患、重大な突発性の意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。 (五) 重大な頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。 (六) 中枢神経系統の重大な障害又はこれらの既往歴がないこと。 (七) 重大な末梢神経系統又は自律神経系統の障害がないこと。

	(三) 中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来すおそれのある障害がないこと。 (三) 中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来すおそれのある障害がないこと。	十視機能	(一) (略) イ 各眼が裸眼で〇・七以上及び両眼で一・〇以上の遠見視力を有すること。 ロ 各眼について、各レンズの屈折度が(±)八ジオプトリーを超えない範囲の常用眼鏡により〇・七以上、かつ、両眼で一・〇以上に矯正することができること。 (二) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が八センチメートルの視距離で、近見視力表(三〇センチメートル視力用) (四) 航空業務に支障を来す
	(三) 中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来す障害がないこと。 (三) 中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来す障害がないこと。	十視機能	(一) (略) イ 各眼が裸眼で一・〇以上の遠距離視力を有すること。 ロ 各眼について、各レンズの屈折度が(±)六ジオプトリーを超えない範囲の常用眼鏡により一・〇以上に矯正することができること。 (二) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が八センチメートルの視距離で、近距離視力表(三〇センチメートル視力用) (三) 正常な視野を有すること。

により〇・二以上の視標を判読できること。	(三) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が三〇センチメートルから五〇センチメートルまでの間の任意の視距離で近見視力表（三〇センチメートル視力用）の〇・五以上の視標を判読できること。	おそれのある視野の異常がないこと。	(五) 航空業務に支障を来すおそれのある眼球運動の異常がないこと。	(六) 航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。	(四) 航空業務に支障を来すおそれのある両眼視機能の異常がないこと。	(五) 航空業務に支障を来すおそれのある視野の異常がないこと。	(六) 航空業務に支障を来すおそれのある眼球運動の異常がないこと。	(七) 航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。
----------------------	---	-------------------	-----------------------------------	---------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------

により〇・二以上の視標を判読できること。	(三) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が三〇センチメートルから五〇センチメートルまでの間の任意の視距離で近見視力表（三〇センチメートル視力用）の〇・五以上の視標を判読できること。	と。	(四) 眼球運動が正常でありかつ、眼振がないこと	(五) 色覚が正常であること	(四) 正常な両眼視機能をする	(五) 正常な視野を有すること。	(六) 眼球運動が正常でありかつ、眼振がないこと	(七) 色覚が正常であること
----------------------	---	----	--------------------------	----------------	-----------------	------------------	--------------------------	----------------

十一 耳 鼻 咽	(一) 内耳、中耳（乳様突起を含む。）又は外耳に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。 (二) (四) (略) (五) 鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。 (六)・(七) (略)	十二 聴 力
(一) 内耳、中耳（乳様突起を含む。）又は外耳に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。 (二) (略) (三) 航空業務に支障を来すおそれのある鼓膜の異常がないこと。 (四) (略) (五) 鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。 (六) 鼻腔の通気を著しく妨げる鼻中隔の彎曲がないこと。 (七) (略)		(一) 計器飛行証明を有する者にあつては、暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部
十一 耳 鼻 咽	(一) 内耳、中耳（乳様突起を含む。）又は外耳の重大な疾患がないこと。 (二) (四) (略) (五) 鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に重大な疾患がないこと。 (六)・(七) (略)	十二 聴 力
(一) 内耳、中耳（乳様突起を含む。）又は外耳の重大な疾患がないこと。 (二) (略) (三) (略) (四) 鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に重大な疾患がないこと。 (五) (略)		イ 暗騒音が五〇デシベル イ 暗騒音が五〇デシベル

二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三五デシベルを超える聴力低下並びに三、〇〇〇ヘルツの周波数において五〇デシベルを超える聴力低下がないこと。

屋で、各耳について五〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三五デシベルを超える聴力低下並びに三、〇〇〇ヘルツの周波数において五〇デシベルを超える聴力低下がないこと。

(二) (一)に掲げる者以外の者にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、各耳について五〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において四五デシベルを超える聴力低下がないこと。これを満たさない場合は、暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、いずれか一方の

(A)未満の部屋で、各耳について五〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三五デシベルを超える聴力低下並びに三、〇〇〇ヘルツの周波数において五〇デシベルを超える聴力低下がないこと。

ロ 各耳について操縦室内の騒音を模した騒音の下で会話音及びビーコン信号を正常耳と同等に聴取することができ、かつ、暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、後方メートルの距離から発せられた通常の強さの会話の音声を両耳を使用して正しく聴取できること。

(A)未満の部屋で、各耳について五〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において四五デシベルを超える聴力低下がないこと。

ロ いずれか一方の耳について五〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三〇デシベルを超える聴力低下がないこと。

ハ 暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、後方メートルの距離から発せられた通常の強さの会話の音声を両耳を使用して正しく聴取できること。

十四 (略)	十三 口腔及び 歯牙	
(略)	口腔及び歯牙に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。	
(略)	口腔及び歯牙に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。	耳について五〇〇、一〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三〇デシベルを超える聴力低下がないこと。 ロ 暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、後方二メートルの距離から発せられた通常の強さの会話の音声を両耳を使用して正しく聴取できること。

十四 (略)	十三 口腔及び 歯牙	
(略)	口腔及び歯牙に重大な疾患又は機能障害がないこと。	
(略)	口腔及び歯牙に重大な疾患又は機能障害がないこと。	

第二十二号様式 (第六十一条関係) (日本工業規格A4)

第二十二号様式 (第六十一条関係) (日本工業規格A4)

(別紙)

第二十四号様式 (第六十一条の二関係)
(表)

第 号
CERT. NO.
第 種航空身体検査証明書
AVIATION MEDICAL CERTIFICATE (CLASS)
氏 名
Name
生年月日
年 月 日
Date of Birth (y/m/d)
国籍・本籍
Nationality・Registered Domicile
現 住 所
Address
有効期間
Valid from (y/m/d)
年 月 日
to (y/m/d)
年 月 日まで
条件事項
Conditions
航空法第31条の規定により、身体検査基準 第 種に適合すること

(別紙)

第二十四号様式 (第六十一条の二関係)
(表)

第 号
CERT. NO.
第 種航空身体検査証明書
AVIATION MEDICAL CERTIFICATE (CLASS)
氏 名
Name
生年月日
年 月 日
Date of Birth
国籍・本籍
Nationality・Registered Domicile
現 住 所
Address
有効期間
Valid from
年 月 日
to
年 月 日まで
条件事項
Condition
航空法第31条の規定により、身体検査基準 第 種に適合すること

を証明する。 This is to certify that <u>the</u> above-mentioned person complies with the Aviation Medical <u>Standards</u> (Class) in accordance with Article 31 of Civil Aeronautics Law of Japan. 年 月 日 <u>Date of issue (y/m/d)</u> 国土交通大臣 Minister of Land, Infrastructure and Transport (指定航空身体検査医) 印 (Designated Aviation Medical Examiner) 備考 大きさは、縦8.8センチメートル、横5.8センチメートルとする。 (裏)	を証明する。 This is to certify that above-mentioned person complies with the Aviation Medical <u>standards</u> (Class) in accordance with Article 31 of Civil Aeronautics Law of Japan. 年 月 日 <u>Date of issue</u> 国土交通大臣 Minister of Land, Infrastructure and Transport (指定航空身体検査医) 印 (Designated Aviation Medical Examiner) 備考 大きさは、縦8.8センチメートル、横5.8センチメートルとする。 (裏)
備考 <u>Remarks</u> 1 事業用操縦士、一等航空士及び航空機関連士の資格を有する者がこの証明書（第1種航空身体検査証明書である場合に限る。以下同じ。）交付の後定期運送用操縦士の資格を取得したときは、この証明書の有効期間は6か月に短縮されるものとする。 <u>When the holder of a Commercial Pilot Certificate, a Class 1 Flight Navigator Certificate and a Flight Engineer Certificate has obtained an Airline Transport Pilot Certificate after the date</u>	備考 1 事業用操縦士、一等航空士及び航空機関連士の資格を有する者がこの証明書（第1種航空身体検査証明書である場合に限る。以下同じ。）交付の後定期運送用操縦士の資格を取得したときは、この証明書の有効期間は6か月に短縮されるものとする。

of issuance of this certificate (limited to the holder of a Class 1 <u>Medical Aviation Certificate. The same shall apply hereinafter.</u>), <u>the period of validity of this certificate shall be reduced to 6 months.</u> 2 定期運送用操縦士の資格を有する者がこの証明書の取得後これ以外の資格を取得したときにおいても、この証明書の有効期間は変更ないものとする。 <u>When the holder of an Airline Transport Pilot Certificate has obtained a certificate of other qualification after the date of issuance of this certificate, the period of validity of this certificate shall remain unchanged.</u>	2 定期運送用操縦士の資格を有する者がこの証明書の取得後これ以外の資格を取得したときにおいても、この証明書の有効期間は変更ないものとする。
第二十六号様式（第六十七条関係）（日本工業規格A4） (別紙)	第二十六号様式（第六十七条関係）（日本工業規格A4） (別紙)